

平成二十七年法務省・厚生労働省令第一号

法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域
法施行規則

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令
第九十九号）第十七条第四号ロの規定に基づき、
法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行
規則を次のように定める。

（令第十八条第四号ロの法務省令・厚生労働省
令で定めるもの）

第一条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六
年政令第九十九号。次条及び第三条において
「令」という。）第十八条第四号ロの出入国又は
労働に関する法律の規定であつて法務省令・厚
生労働省令で定めるものは、次のとおりとす
る。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九
号）第百七条、第百十八条第一項（同法第
六条及び第五十六条の規定に係る部分に限
る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七
条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に
係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第
十八条第七項及び第二十三条から第二十七
条までの規定に係る部分に限る。）の規定並び
にこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規
定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な
運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する
法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労
働者派遣法」という。）第四十四条（第四項
を除く。）の規定により適用される場合を含
む。）

二 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一
号）第六十三條、第六十四條、第六十五條
（第一号を除く。）及び第六十六條の規定並び
にこれらの規定に係る同法第六十七條の規定
三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六
年政令第三百十九号）第七十三條の二、第七
十三條の四から第七十四條の六の三まで及び第
七十四條の八の規定並びに第七十六條の二の
規定

四 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三
十七号）第四十條の規定及び同條の規定に係る同
法第四十二條の規定

五 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇
用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
（昭和四十一年法律第三十二号）第四十條
第一項（第二号及び第三号（同法第二十八條
第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限

る。）及び当該規定に係る同法第四十條第二
項の規定

六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九條、
第五十條及び第五十一條（第二号及び第三号
を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る
同法第五十二條の規定

七 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五
十一年法律第三十四号）第十八條の規定及び
同條の規定に係る同法第二十條の規定

八 労働者派遣法第五十八條から第六十二條ま
での規定

九 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）
第四十八條、第四十九條（第一号を除く。）
及び第五十一條（第二号及び第三号に係る部
分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係
る同法第五十二條の規定

十 中小企業における労働力の確保及び良好な
雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の
促進に関する法律（平成三年法律第五十七
号）第十九條、第二十條及び第二十一條（第
三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に
係る同法第二十二條の規定

十一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護
を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年
法律第七十六号）第六十二條から第六十五
條までの規定

十二 林業労働力の確保の促進に関する法律
（平成八年法律第四十五号）第三十二條、第
三十三條及び第三十四條（第三号を除く。）
の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十
五條の規定

十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能
実習生の保護に関する法律（平成二十八年法
律第八十九号）第百八條、第百九條、第百十
條（同法第四十四條に係る部分に限る。）、第
百十一條及び第百十二條（第十二号を除く。）
の規定並びにこれらの規定に係る同法第百十
三條の規定

十四 労働者派遣法第四十四條第四項の規定に
より適用される労働基準法第百十八條、第百
十九條及び第百二十一條の規定並びに労働者
派遣法第四十五條第七項の規定により適用さ
れる労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五
十七号）第百十九條及び第百二十二條の規定
（国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を
適正に行うことができない者）

第二条 令第十八条第四号ホの法務省令・厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害によ

り国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を
適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意
思疎通を適切に行うことができない者とする。
（国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を
適正に行うことができない者）

第三条 令第二十一条第四号ロの法務省令・厚生
労働省令で定めるものは、精神の機能の障害に
より国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業
を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び
意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改
革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十
七年法律第五十六号）の施行の日（平成二十七
年九月一日）から施行する。
（経過措置）

2 当分の間、第八号の規定の適用については、
同号中「規定」とあるのは、「規定、労働者派
遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保
護等に関する法律等の一部を改正する法律（平
成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項
及び第七項の規定並びに働き方改革を推進する
ための関係法律の整備に関する法律（平成三十
年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規
定により読み替えて適用する労働者派遣法第六
十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定」と
する。

附 則 （平成二十七年九月二九日法務省・
厚生労働省令第二号）

この省令は、平成二十七年九月三十日から施
行する。

附 則 （平成二八年三月三一日法務省・
厚生労働省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年八月二九日法務省・
厚生労働省令第二号）

この省令は、平成二八年八月二十日から施
行する。

附 則 （平成二九年九月二一日法務省・
厚生労働省令第四号）

この省令は、外国人の技能実習の適正な実施
及び技能実習生の保護に関する法律附則第一条
本文の政令で定める日（平成二十九年十一月一
日）から施行する。ただし、本文の改正規定
は、平成二十九年九月二十二日から、第十号及

び第十二号の改正規定は、平成三十年一月一日
から施行する。

附 則 （平成三〇年七月六日法務省・厚
生労働省令第二号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、働き方改革を推進するための関
係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第
七十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施
行の日から施行する。

附 則 （令和二年三月三一日法務省・厚
生労働省令第四号）

この省令は、令和二年四月一日から施行す
る。

附 則 （令和二年八月三一日法務省・厚
生労働省令第六号）

この省令は、国家戦略特別区域法施行令の一
部を改正する政令（令和二年政令第二百五十二
号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行
する。